

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

（公印省略）

**脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律等の一部を改正する法律の施行の準備について（周知依頼）**

平素より住宅・建築行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「改正法」という。）が令和4年6月17日に、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和6年政令第171号）及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令第172号。以下「整備政令」という。）が令和6年4月19日に、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和6年国土交通省令第68号。以下「整備省令」という。）、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令（令和6年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「改正省令」という。）及び確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第975号）等が令和6年6月28日にそれぞれ公布され、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）等の一部の規定が令和6年6月28日に、その他はいずれも令和7年4月1日に施行されることとなりました。

については、改正法による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）並びに整備政令による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）、整備省令による改正後の建築物省エネ法施行規則及び改正省令による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）の運用に係る細目について、別添の技術的助言（令和6年7月4日付け国住参建第1520号）のとおり、各都道府県住宅・建築主務部局長及び各指定都市住宅・建築主務部長に通知しているところです。

貴職におかれましては、執務の参考としていただくとともに、貴団体会員に対し、別添の内容について周知頂きますようお願いいたします。